

熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項

(昭和63年12月28日熊本県告示第985号)

(貸付け)

第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）及び農商工等連携促進法第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）、六次産業化法施行令（平成23年政令第15号）、六次産業化法施行規則（平成23年農林水産省令第7号）、沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和4年農林水産省告示第535号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和4年農林水産省告示第536号）の定めるところによるほか、この要項に定めるところにより、予算の範囲内で沿岸漁業従事者等（法第3条第1項の「沿岸漁業従事者等」をいう。以下同じ。）に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」と総称する。）を貸し付け、農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号ハに規定する措置を行う者（以下「認定中小企業者」という。））及び六次産業化法第5条第1項の認定を受けた促進事業者であって同条第4項第3号に規定する措置を行う者（以下「促進事業者」という。）に対しては、経営等改善資金（次条の表の経営等改善資金の1から7までの資金に限る。）を貸し付ける。

(資金の種類等)

第2条 県の貸し付ける沿岸漁業改善資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容並びにその一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者及び一促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間等は、別表第1のとおりとする。

(貸付金の合計額の限度)

第3条 一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者及び一促進事業者に係る沿岸漁業改善資金の貸付金の合計額は、5,000万円を限度とする。ただし、特別の理由がある場合において、知事が承認したときは、その承認した額以内とする。

(借受資格)

第4条 沿岸漁業改善資金を借り受けることができる者等は、次の各号に掲げるもののうち、第2条に規定する資金の種類ごとに、当該資金の貸付に係る事業等を適正に実行することが見込まれるものとして別表第2に定めるものに対し行うものとする。

なお、沿岸漁業とは、(1)無動力漁船及び総トン数20トン未満の動力漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業、(2)漁具を定置して行う水産動植物の採捕の事業((1)に該当するものを除く。)、(3)水産動植物の養殖の事業をいう。

- (1) 沿岸漁業の従事者たる個人
- (2) 沿岸漁業の従事者の組織する団体
- (3) 沿岸漁業を営む会社(その常時使用する従業者の数が20人以下のものに限る。)
- (4) 認定中小企業者
- (5) 促進事業者

2 前項の規定により沿岸漁業改善資金を借り受けることができる者等のうち、法人格のない団体は、次の各号に掲げる条件を併せて有するものでなければならない。

- (1) 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して、又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているもの(婦人・高齢者活動資金及び漁業経営開始資金にあつては、実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。)であること。
- (2) 規模、内容等が水産業改良普及組織等の普及指導の対象として適当と考えられるものであること。
- (3) 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。

(保証人)

第5条 貸付けを受けようとする者等は、2人以上の連帯保証人を立てなければならない。

2 貸付けを受けようとする者等が沿岸漁業従事者の組織する団体である場合には、その構成員のうち当該借受けによって受益する者の全員(その者が特定されない場合にあつては、団体の役員全員)が当該団体の連帯保証人とならなければならない。

(貸付資格の申請)

第6条 貸付資格の認定を受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書(以下「認定申請書」という。)(別記第1号様式)に経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画(以下「事業計画書」という。)(別記第2号様式)(農商工等連携促進法第14条の場合には同法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第10条の特例の場合には同法第5条第2項の認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第11条の特例の場合には同法第6条第3項に規

定する認定総合化事業計画を含む。以下同じ。)、沿岸漁業改善資金貸付申請書(以下「貸付申請書」という。)(別記第3号様式)、その他知事が必要と認める書類を添え、これをその者(申請者が認定中小企業者の場合は、認定農商工連携事業者である沿岸漁業従事者等。以下同じ。)の住所地をその地区内に含む水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合であつて、事務委託機関(第14条の農林中央金庫をいう。以下同じ。)から当該事務の一部を再委託された者(以下「事務再委託機関」という。)を経由して知事に提出するものとする。

2 事務再委託機関は、前項の認定申請書(事業計画書、貸付申請書を含む。以下同じ。)の提出があつたときは、速やかに当該認定申請書を申請者の住所地をその管轄地区内に含む県の広域本部の長(以下「広域本部長」という)に送付するものとする。

3 知事は、貸付けを受けようとする者等の住所地をその地区内に含む事務再委託機関が存在しない場合又はやむを得ない理由により、事務再委託機関を経由して認定申請書を提出することが困難であると認めるときは、当該認定申請書を広域本部長に直接提出させることができるものとする。

4 広域本部長は、前項の認定申請書の送付があつたときは、これに沿岸漁業改善資金運営協議会(以下「運営協議会」という。)の当該認定申請についての適否に関する意見及び貸付けの決定に参考となるべき資料等を添え知事に送付するものとする。

(県による貸付け)

第7条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者で、県から直接貸付けを受けることを希望する者は、認定申請書と併せ、貸付申請書を知事に提出するものとする。

2 知事は、認定申請書及び貸付申請書の提出を受けたときは前条第4項の意見等を参しやくして、法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが相当であると認めるときに貸付資格の認定と併せて貸付けの決定を行うものとする。

3 知事は、前項の規定により貸付資格の認定と併せて貸付けの決定を行ったときは、沿岸漁業改善資金貸付資格認定書(別記第4号様式)と併せて沿岸漁業改善資金貸付決定通知書(別記第5号様式)を申請者に交付するとともに、その旨を事務再委託機関、事務委託機関及び広域本部長に通知するものとするものとし、貸付資格の認定及び貸付けの決定を行わなかつたときは、その旨を当該申請者、事務再委託機関及び広域本部長に通知するものとする。

(借用証書)

第8条 申請者は、前条第3項の貸付決定通知書を受け取つたときは、貸付決定の日から14日以内に沿岸漁業改善資金借用証書(別記第7号様式)を事務再委託機関及び事務委託機関を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、第6条第3項の規定により貸付申請書を広域本部長に直接提出した場合にあつては、事務委託機関を経由して知事に提出しなければならない。

(貸付資格認定の取消し)

第9条 知事は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書(別記第6号様式)により借受者に通知し、借受者が県から貸付けを受けている場合には、期限前償還等の所定の手続を行わなければならないものとする。

(期限前償還)

第10条 知事は、借受者が次の各号の一に該当する場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することができるものとする。

- (1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

(事業実施報告書等)

第11条 借受者は、貸付金の交付を受けた日から起算して3月以内(漁業経営開始資金にあっては、6月以内)に事業を完了しなければならない。ただし、当該期間内に事業を完了することが著しく困難な場合には、知事の承認を受けてこれを延長することができる。

- 2 借受者は、事業完了後20日以内に沿岸漁業改善資金借受事業実施報告書を(別記第8号様式。以下この条において「事業実施報告」という。)を広域本部長を通じて知事に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、借受者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に個人別内訳書(別記第9号様式)を添付しなければならない。
- 4 第2項の場合において、借受者が操船作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入資金又は婦人・高齢者活動資金の借受者であって、当該貸付けについて別表第3の左欄に掲げる貸付けの条件を付されている者であるときは、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる関係書類の写しを事業実施報告書に添付しなければならない。なお、検査官の合格を証する成績表の写しをもって右欄に掲げる証明書に代えることができるものとする。

(支払猶予の申請)

第12条 法第10条の規定による償還金の支払猶予を申請しようとする者は、沿岸漁業改善資金支払猶予申請書(別記第10号様式。以下「支払猶予申請書」という。)に知事が指定する者の証明書を添えて、支払猶予を受けようとする償還金の支払期日の30日前までに事務再委託機関を経由し、広域本部長を通じて知事に提出しなければならない。

- 2 第6条第3項の規定は、支払猶予申請書の提出について準用する。

(支払猶予の決定)

第13条 知事は、支払猶予申請書の提出があった場合には、これを審査し、速やかに支払猶予の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書(別記第11号様式)を当該申請者に交付するとともに、その旨を事務再委託機関、事務委託機関及び広域本部長に通知するものとし、支払猶予をしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者、事務再委託機関及び広域本部長に通知するものとする。

(届出)

第14条 借受者は、次のいずれかに該当するときは、変更届出書(別記第12号様式)を事務委託機関を経由し、広域本部長を通じて知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び代表者を変更したとき。

(2) 住所を変更したとき。

(3) 借受者が死亡したときはその相続人が、解散しようとするときはその代表者が借受者名義変更届出書(別記第13号様式)を事務再委託機関を経由し、広域本部長を通じて知事に提出しなければならない。

(事務の委託)

第15条 県は、貸付けに係る事務(貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定を除く。)の一部を農林中央金庫に委託するものとする。

(貸付決定日等)

第16条 貸付申請書の提出期限及び貸付金の貸付期日は、別表第4のとおりとする。

(雑則)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(略)

附 則

この要項は、平成21年3月30日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年5月28日から施行し、改正後の熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項の規定は平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年5月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年3月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年5月20日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年12月12日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

熊本県知事

様

申請者住所 〒
氏名又は名称
及び代表者名

TEL - -

熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項第6条第1項の規定に基づき、沿岸漁業改善資金（ 資金）の貸付資格の認定を申請します。

別記第2号様式その1 (第6条関係)

経営等改善措置に関する計画 経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金、環境対応型養殖業推進資金以外の資金用

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費
	種類名称	台(セット)数	単価	
			円	千円

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を () 書きで記載すること。

2 設置計画

(1) 資金の種類、機器等の概要

資金の種類	機器等のメーカー名及び型式又は名称	施工者名称	機器等の内容	購入又は設置の予定時期

(2) 機器等を装備する漁船

登録番号	船名	総トン数
所有者氏名	進水年月日	
漁業種類		

3 資金計画

資金調達方法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

(注) 1 設置計画の記入に当たっては、次の事項に注意されたい。

(1) 資金種類の別・・・操船作業省力化機器等設置資金等ごとの種類を記入する。

- (2) 機器等のメーカー名及び型式又は名称……(1)の資金の種類ごとに、購入予定機器等のメーカー呼称型式について記入する。
- (3) 施工者名称……購入予定機器等のメーカー名称及び取付け又は装備を行う施工者の名称を記入する。
- (4) 機器等の内容……機器の性能・出力、制御する施設の出力又は工事の内容及び範囲等を記入する。

(例) 自動操だ装置	磁気コンパスパイロット式	操だ機	電動	○ kW
遠隔操縦装置	推進機関	○ kW用		
動力式つり機	○ 漁業用、電動	○ kW		
ラインホーラー	巻き上げ速度	○ m/min		
ネットホーラー				
補 機 関	○○用	○ kW	(動力取出装置のみの場合にあっては取出し出力をOPSとして記入する。)	
漁船用環境	○ kW			
高度対応機関				
定速装置	○○用			
すべり止め	○ m ² 、すべり止め塗料塗布	(使用量○ l)		
安全カバー装置	揚網機駆動軸カバー	○製		
	揚錨機カバー	○製		
揚網機安全装置	船曳網用、底曳網用、	○○用		
救命いかだ	膨張式			
救命浮環、救命浮輪、信号紅炎	特記する必要はない			
漁獲物の横移動防止装置	魚そう	長さ○m×幅○m×深さ○mを○個に仕切る。		
	荷止板	○製長さ○m×幅○m×厚さ○cm×○枚		
	隔壁	○製厚さ○cm○枚設置 (防熱○材厚さ○cm)		
	魚溜め	○製長さ○m×幅○m×深さ○m		
甲板口のコーミング	○製長さ○m×幅○m×高さ○m	(ビーム取替○本)×○個		
甲板口の閉鎖装置	○製長さ○m×幅○m×厚さ○m×○個			
レーダー反射器	多板組立式有効反射面積○m ² (吊下式)			
無線電話	○ Hz	○ W		
灯火付きブイ	白色	○ W		
レーダー反射機付ブイ	多板組立式有効反射面積○m ²			

(注) 2 次の資料を添付すること。

- (1) 機器等について、基準の示してあるものについては、基準を満たしていることが分かるカタログ、取扱書若しくは設計図又はこれらのコピー
- (2) 申請者が認定中小企業者以外の場合は、別紙の収支計画 (ただし、乗組員安全機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器購入等資金 及び漁具損壊防止機器購入資金に係る事業計画書については、添付を省略して差支えない。)

別記第2号様式その2 (第6条関係)

経営等改善措置に関する計画 (資源管理型漁業推進資金用)

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費
	種類名称	台数	単価	
			円	千円

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を () 書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 資源管理措置

ア 資源管理の内容

資源管理対象漁場	
管理対象水産資源	
管理対象漁業種類	
資源管理の実施者	
水産資源の管理の方法	
取決めの有効期間	
取決めに違反した場合の措置	
その他	

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取組む内容を記載すること。

イ① 資源管理措置に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

イー② 機器等を装備する漁船

登録番号		船名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

(2) 低利用・未利用資源の開発・利用

ア 低利用・未利用資源の開発・利用の内容

低利用・未利用魚種		漁獲時期	月～月
開発・利用の方法			

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取組む内容を記載すること。

イー① 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

イー② 機器等を装備する漁船

登録番号		船名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

(3) 付加価値向上措置

ア 活魚出荷を行う場合

(7) 活魚出荷の内容

対象魚種		活魚出荷量	年間	t
活魚出荷の方法				

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者のそれぞれの取組む内容を記載すること。

(イ) - ① 活魚出荷に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置 予定、保有済 み、共同利用 の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び 施工者名称	機器等の 内 容	購入又は設 置予定時期

(イ) - ② 機器等を装備する漁船

登録番号		船 名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

イ 加工を行う場合

(ア) 加工の内容

対 象 魚 種		加工量 (原料魚)	年間	t
加 工 の 方 法				

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者のそれぞれの取組む内容を記載すること。

(イ) 加工に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置 予定、保有済 み、共同利用 の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び 施工者名称	機器等の 内 容	購入又は設 置予定時期

3 資金計画

資 金 調 達 方 法		
沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円

(注) 資源管理に関する取決めの写し及び別紙の収支計画を添付すること。
ただし、申請者が認定中小企業者の場合は収支計画書の添付は不要である。

別記第2号様式その3 (第6条関係)

経営等改善措置に関する計画 (環境対応型養殖推進資金用)

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費
	種類名称	台数	単価	
			円	千円

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を()書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 漁場環境適正化管理の内容

環境適正化管理対象漁場	
管理対象養殖魚種	
環境適正化管理の実施者	
環境適正化管理の方法	
管理協定の有効期間	
管理協定に違反した場合の措置	
その他	

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取組む内容を記載すること。

(2) 養殖漁場環境の悪化防止措置

ア 投餌の内容・量・方法の改善の内容

現在の投餌の状況	
改善後の投餌の状況	

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取組む内容を記載すること。

イ 投餌の内容・量・方法の改善に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

(3) 養殖魚の安全性の確保措置

ア 薬品・漁網防汚剤の使用適正化の内容

現在の使用状況	
改善後の使用状況	

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取組む内容を記載すること。

イ 薬品・漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置 予定、保有済 み、共同利用 の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び 施工者名称	機器等の 内 容	購入又は設 置予定時期

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取組む内容を記載すること。

(4) (2)及び(3)に関連して必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置 予定、保有済 み、共同利用 の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び 施工者名称	機器等の 内 容	購入又は設 置予定時期

3 資金計画

資 金 調 達 方 法		
沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円

(注) 認定漁場改善計画又は漁場環境適正化管理協定の写し及び別紙の収支計画を添付すること。

ただし、申請者が認定中小企業者の場合は収支計画書の添付は不要である。

別記第2号様式その4 (第6条関係)

経営等改善措置に関する計画 (新養殖技術導入資金用)

1 総括表

申請者						購入設置費		(2)+(3)+(4)+(5)		
養殖対象種						千円				
内 容	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期				
				円	千円 (2)	年 月 日 ~ 年 月 日				
	種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価	金額	購入時期	購入先			
		cm		円	千円 (3)	年 月 日				
	種苗の生産	〇〇費	〇〇費	〇〇費	〇〇費	〇〇費	合計	生産 数量	生産 時期	
千円		千円	千円	千円	千円	千円 (4)		年 月 ~ 年 月		
餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先				
		kg	円	千円 (5)	年 月 日					
その他										
養殖技術の内容										
経営の概況	現在									
	今後									

(注) 1 申請者が認定中小企業者の場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏

名を () 書きで記載すること。

2 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取組む内容を記載すること。

3 養殖技術の内容は、新品種養殖技術、沈下式（又は浮沈式）養殖技術、淡水魚の海水馴化養殖技術、移動式小割り式養殖技術その他の養殖技術のいずれかを記入すること。

4 経営の概況は、基幹的な漁業種類、使用漁船の総トン数別の隻数、養殖水産動物の種類、養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数、養殖期間等及び年間生産量、生産金額、漁業所得等を記入すること。

3 資金計画

資 金 調 達 方 法		
沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円

(注) 別紙の収支計画を添付すること。

(別紙)

収支計画

		最近1年間 (年度)	今 後 の 予 想			
			年度	年度	年度	
漁 業 部 門	収	販 売 額	千円	千円	千円	千円
	入	合 計 (A)				
	支	販 売 手 数 料	千円	千円	千円	千円
		燃 料 費				
		漁 具 費				
		食 種 苗 料				
出	餌 水 函 代					
	加 工 資 材 費					
	修 耗 品 給 与					
	乘 組 員 保 險 料					
そ の 他	漁 船 保 險 料					
	営 業 租 公 課 費					
	減 価 償 却 費					
	沿 岸 漁 業 改 善 資 金 償 還 金					
	合 計 (B)					
	差引損益 (A-B=C)	千円	千円	千円	千円	
漁 の 業 事 以 外	収 入	千円	千円	千円	千円	
	支 出 (うち減価償却)					
	差 引 損 益 (D)					
営 業 収 外 支 の	営 業 外 収 入	千円	千円	千円	千円	
	営 業 外 支 出 (うち借入金利息)					
	差引営業外損益 (E)					
	経 常 損 益 (C+D+E)	千円	千円	千円	千円	

別記第2号様式その5 (第6条関係)

生活改善措置に関する計画

生活合理化設備資金及び

住居利用方式改善資金用

1 総括表

申請者		世帯主との続柄	
家族員	構成 (うち沿岸漁業の従事者〇人)		
経営の概況			

(注) 1 家族員の構成は「父、母、本人、本人の妻又は夫、子何人、弟何人」というように記入すること。

2 経営の概況は、基幹的な漁業種類、漁船漁業にあつては使用漁船の総トン数別の隻数、定置網の統数、養殖業にあつては養殖種類ごとの養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数等並びに年間生産量、生産金額、当該世帯の漁業所得及びその総所得に対する割合等を簡潔に記入すること。

2 事業計画

事業の種類及び種目		改善を必要とする理由	
生活合理化設備資金	住居利用方式改善資金		
		施工予定	
		着工	年 月 日
		竣工	年 月 日
工事内容		資材購入費	千円
		工事費	千円
		合計	千円

(注) 1 事業の種類及び種目は、〇〇県(都道府)沿岸漁業改善資金貸付規則で定めるもののうち、本資金の貸付けを受けようとするもの(例えばし尿浄化装置など)を記入する。

2 住居利用方式改善資金は、改善箇所の名称(例えば居室、炊事施設など)を具体的に記入し、改善箇所が2以上ある場合は、その主要なものに◎をつけること。

3 工事内容は、面積、構造、仕上げの種類、数等を記入すること。

3 資金計画

総事業費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

4 意見（水産業普及指導員又は男女共同参画等担当職員の意見）

--

別記第2号様式その6（第6条関係）

生活改善措置に関する計画（婦人・高齢者活動資金用）

1 総括表

申請主体の名称	代表者の氏名	参加人員		
		総計	男	女
		人	人	人
申請主体の概況				

（注）構成員の年齢構成については、概況欄に記入すること。

2 事業計画

貸付対象活動の態様及び内容	事業実施に必要な経費			
	機器、設備、材料等	員数	単価	金額
活動の態様			円	千円
活動の内容及び方法				
	計			

（注）活動の態様は、例えば「まだい養殖」、「うに加工」というように記入すること。

3 資金計画

総事業費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

4 意見（水産業普及指導員又は男女共同参画等担当職員の見解）

（注）貸付活動の態様及び内容に応じて、水産業普及指導員又は男女共同参画等担当職員が記入する。

別記第2号様式その7（第6条関係）

青年漁業者等育成確保措置に関する計画（研修教育資金用）

1 総括表

申請者		自ら研修を受ける者又は使用者の別	
研修を受ける機関名又は漁家名（国外研修にあっては派遣機関名）			
上記の所在地（住所）（国外研修にあっては研修を受ける国）			
研修の名称（研修コース名）	教育・試験研究機関等研修 漁家研修	資格取得講習	海外研修 （研修コース名）
研修期間	年 月 日 ～ 年 月 日（日間）		

2 従業員の技能改善、資格取得計画（使用者）

	現況	過去3年実績	将来計画			
	（年月日）		年度	年度	年度	計
従業員数	人					
研修機関（部門）						
研修人員						
研修機関（部門）						
研修人員						
研修人員計						

（注）将来計画は3年間について記載する。

別記第2号様式その8（第6条関係）

青年漁業者等育成確保措置に関する計画（高度経営技術習得資金用）

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入費
	種類名称	台数	単価	
			円	千円

2 導入する機器の利用計画

導入する機器の 利用計画	
-----------------	--

3 資金計画

資金調達方法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

別記第2号様式その9 (第6条関係)

青年漁業者等育成確保措置に関する計画 (漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く
資金用)
(漁船漁業を開始する場合)

1 総括表

申請者				購入設置費	千円		
開始する漁業の種類							
内	漁船の建造、 取得又は改造	建造、取得、改造の別		トン数 馬力数	金額	建造、取得又は改造の時期	
				t kW	千円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	漁具の購入	漁具の名称 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日 ~ 年 月 日	
訳	機器等(漁具を 除く。)の購入	機器等の名称	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日 ~ 年 月 日	
訳	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
				円	千円	年 月 日	
訳	燃料の購入	燃料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
				円	千円	年 月 日	
その他							

2 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成と労働力

氏名	続柄	年齢	住所	漁業従事 日数 (予定)	漁業従事 内容 (予定)	備考 (漁業関係経歴: 学校、 研修、雇われ漁業等)
	申請者					
	配偶者					

(3) 経営計画 (年間)

漁業種類	対象魚種	期 間	使用漁船 トン 数	漁 獲 量	販 売 金 額	左の経営内容に達する までの年次計画
合 計						

(注) 各項目は漁業種類、対象魚種ごとに記入すること。

(4) 資金計画

(単位：千円)

年 次	事 業 内 容		資 金 調 達 方 法		
	機器等の種類	金 額	沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
1 年 目					
2 年 目					
3 年 目					
合 計					

(注) 1 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

2 別紙の収支計画を添付すること。

3 経営の基本的方針 (将来構想を含む。)

(注) 本資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業経営を発展させていくかについて、できる限り具体的に記入すること。

別記第2号様式その10 (第6条関係)

青年漁業者等育成確保措置に関する計画 (漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金用)
(養殖業を開始する場合)

1 総括表

申請者				購入設置費		千円	
養殖対象種							
内 記	漁船の建造、 取得又は改造	建造、取得、改造の別		トン数 馬力数	金額	建造、取得又は改造の時期	
				t kW	千円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価	金額	購入時期	購入先
		cm		円	千円	年 月 日	
餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先	
		kg	円	千円	年 月 日		
その他							

2 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成と労働力

氏名	続柄	年齢	住所	漁業従事 日数 (予定)	漁業従事 内容 (予定)	備考 (漁業関係経歴：学校、 研修、雇われ漁業等)
	申請者					
	配偶者					

(3) 経営計画 (年間)

養殖魚種	養殖方式	期 間	養殖規模	生産量	販売金額	左の経営内容に達するまでの年次計画

(注) 各項目は養殖魚種ごとに記入すること。

(4) 資金計画

(単位：千円)

年 次	事 業 内 容		資 金 調 達 方 法		
	機器等の種類	金 額	沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
1 年 目					
2 年 目					
3 年 目					
合 計					

- (注) 1 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。
2 別紙の収支計画を添付すること。

3 経営の基本的方針 (将来構想を含む。)

(注) 本資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業経営を発展させていくかについて、できる限り具体的に記入すること。

別記第2号様式その11 (第6条関係)

青年漁業者等育成確保措置に関する計画 (漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用)
(漁船漁業を開始する場合)

1 総括表

申請者					購入設置費		千円		
開始する漁業種類									
内 訳	漁船の改造	トン数	金額		改造の時期				
		馬力数	千円		年 月 日 ~ 年 月 日				
	漁具の購入	漁具の名称 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期			
				円	千円	年 月 日 ~ 年 月 日			
	機器等(漁具を除く。)の購入	機器等の名称	数量	単価	金額	購入又は設置時期			
				円	千円	年 月 日 ~ 年 月 日			
	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先		
			円	千円	年 月 日				
燃料の購入	燃料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先			
			円	千円	年 月 日				
その他									

2 自家経営の概要

貸付申請者の年齢	歳	経営主との続柄	
経営主の氏名		年齢	歳
経営主の住所			

経営主の経営状況	経営規模及び販売金額				所得	
	漁業種類	使用漁船トン数	漁獲量	販売金額		
				千円	漁業所得 漁業外所得	千円
	計				計	

3 漁業経営開始計画

(1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

(2) 部門経営の計画内容 (年間)

漁業種類	対象魚種	期間	使用漁船トン数	漁獲量	販売金額
合計					

(注) 各項目は漁業種類、対象魚種ごとに記入すること。

(3) 資金計画

(単位：千円)

年次	事業内容		資金調達方法		
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
1年目					
2年目					
3年目					
合計					

(注) 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

別記第2号様式その12 (第6条関係)

青年漁業者等育成確保措置に関する計画 (漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用)
(養殖業を開始する場合)

1 総括表

申請者				購入設置費		千円	
養殖対象種							
内	漁船の改造	トン数	数量	金額		改造の時期	
		馬力		t kW	千円		年 月 日 ~ 年 月 日
内	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日 ~ 年 月 日	
記	種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価	金額	購入時期	購入先
		cm		円	千円	年 月 日	
記	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
			kg	円	千円	年 月 日	
その他							

2 自家経営の概要

貸付申請者の年齢	歳	経営主との続柄	
経営主の氏名		年齢	歳
経営主の住所			

経営主の経営概況	養殖規模及び販売金額					所得	
	養殖魚種	養殖方式	養殖規模	生産量	販売金額		
					千円	漁業所得	千円
						漁業外所得	
	計					計	

3 漁業経営開始計画

(1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

(2) 部門経営の計画内容 (年間)

養殖魚種	養殖方式	期間	養殖規模	生産量	販売金額
合計					

(注) 各項目は養殖魚種ごとに記入すること。

(3) 資金計画

(単位：千円)

年次	事業内容		資金調達方法		
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
1年目					
2年目					
3年目					
合計					

(注) 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

別記第3号様式（第6条関係）

沿岸漁業改善資金貸付申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者住所 〒 TEL - -
氏名又は名称
及び代表者名

熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり沿岸漁業改善資金（ 資金）を借り受けたいので申請します。

記

※受付	事務再委託機関		年 月 日	第 号
※受理	広域本部		年 月 日	第 号

資金名	資金の種類	償還期間	据置期間	資金交付希望日
		年	年	平成 年 月 日

借り受けようとする事業費及び申請額		
事業量	事業費	申請額
	千円	千円

申請者の概要	
申請者の氏名又は名称	
事業開始の時期	
事業の概要	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従事者数	

(注) 金額の数値で千円とあるものについては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

別記第4号様式（第7条関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定書

団支第 号
年 月 日

様

熊本県知事

熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項第6条第1項の規定により、 年 月
日に提出された沿岸漁業改善資金（ 資金）の申請について
は、これを認定します。

別記第5号様式（第7条関係）

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

団支第 号
年 月 日

様

熊本県知事

年 月 日付けで申請のあった沿岸漁業改善資金（ 資金）の貸付けについては、熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

事務再委託機関名	漁協	事務委託機関名	農林中央金庫 熊本支店	広域本部名	
----------	----	---------	----------------	-------	--

資金名	資金の種類	貸付決定番号	貸付金額
			千円
償還期間（うち据置期間）		年（ 年）	
	支払期日	金額	適用
償 方	第1回	年 月 日 円	
	第2回	年 月 日 円	
	第3回	年 月 日 円	
	第4回	年 月 日 円	
	第5回	年 月 日 円	
	第6回	年 月 日 円	
	第7回	年 月 日 円	
	第8回	年 月 日 円	
	第9回	年 月 日 円	
	第10回	年 月 日 円	
合 計		円	
連帯保証人			計 人

借用書提出期限	年 月 日	資金交付日	年 月 日
---------	-------	-------	-------

別記第6号様式(第9条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書

第 号
年 月 日

殿

熊本県知事

年月日付で認定した沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を、下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 貸し付けている資金

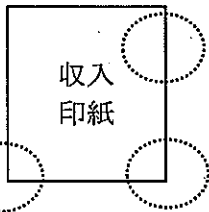
貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額
年 月 日		円

2 取消理由

教示

この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)



※貸付 決定	番号	年度 第 号
	年月日	年 月 日

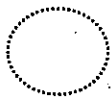
沿岸漁業改善資金借用証書

資金の 種類						
借入金額	支払期日及び償還額	第1回	年	月	日	円
		第2回	年	月	日	円
円		第3回	年	月	日	円
		第4回	年	月	日	円
償還期限		第5回	年	月	日	円
		第6回	年	月	日	円
年 月 日		第7回	年	月	日	円
		第8回	年	月	日	円
		第9回	年	月	日	円
		第10回	年	月	日	円

本日、上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用いたしました。ついては、熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項及び裏面特約条項承知のうえ、借入金の償還は、支払期日に遅延なく実行することを確約します。

年 月 日

借受者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名



印

熊本県知事 様

上記資金の借受けにつき、熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項及び裏面特約条項承知のうえ借受者と連帯して債務を負担します。

住 所	氏 名 印

- 注 1 資金の種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について、熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項別表第1に掲げる資金の種類を記入すること。
 2 ※印欄は記入しないこと。
 3 借受者及び保証人の印鑑証明書（作成後3箇月以内）を添付すること。

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、熊本県(以下「甲」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず直ちに債務の全部又は一部を弁済するものとする。

- (1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入後の目的以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙がこの資金借入に際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (3) 乙が熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項、この契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (4) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(報告)

第2条 乙は、事業実施後20日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、乙が法人格のない団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳書を添付するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告するものとする。

(弁済の充当)

第3条 乙及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認するものとする。

(違約金)

第4条 乙は、弁済期限又は期限前償還を要求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払いをしないときは、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を甲に支払うものとする。

2 乙は、沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があったときは、前項の規定による違約金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第5条 保証人は、この契約に基づく一切の債務について乙と連携して乙と保証人間契約のいかんにかかわらず履行の責を負うものとする。

(保証人の追加)

第6条 乙は、甲が保証人の追加を必要と認めた場合には、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は、保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

別記第8号様式（第11条関係）

沿岸漁業改善資金借受事業実施報告書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏名又は名称及
び代表者氏名

さきに借り受けた沿岸漁業改善資金に係る事業を下記のとおり完了したので、熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項第10条第2項の規定により報告します。

記

1 借受状況

貸付決定年月日	年 月 日	貸付決定番号	年度第 号
資金借受年月日	資金の種類	借受金額	償還期限
年 月 日			年 月 日

2 事業実施状況

事業着工年月日	年 月 日			事業完了年月日	年 月 日
事業実施場所					
事業 計 画	事業名	数量	単価	金額	計画と実績との相違点 とその理由
	計（総事業費）				
事業 実 績	事業名	数量	単価	金額	
	計（総事業費）				

- 注 1 事業実施場所は、借受者の住所以外の場所で実施したとき記入すること。
- 2 事業名欄には、貸付対象機器等を詳細に記入すること。また、領収書の写しを添付すること。
- 3 事業実施状況の金額の単位は、円とすること。

3 資金調達の実績

区 分	資金調達区分		
	沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
事 業 計 画	円	円	円
事 業 実 績	円	円	円

注 法人格のない団体が借り受けた場合には、個人別内訳書を添付すること。

4 事業費等の確認

貸付決定額	円	事業実績額	円
確 認 の 証 明	<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>熊本県 地域振興局長 印</p>		

別記第9号様式（第11条関係）

個人別内訳書

資金の調達の実績

借受者氏名	総事業費	資金調達区分		
		沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
	円	円	円	円

注 この内訳書は、事実実施報告書に添付すること

※ 受 付	事務再委託機関	年 月 日
	地域振興局	年 月 日
	本 庁	年 月 日

沿岸漁業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住 所

氏名又は名称
及び代表者名

年 月 日付けで貸付決定(貸付決定番号 年度第 号)をもって沿岸漁業改善資金を借り受けましたが、下記のとおり支払いを猶予願いたく、熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項第11条第1項の規定により申請します。

記

資 金 の 種 類				
借受者の氏名又は 名称及び代表者名				
借 受 金 額	¥ - 円			
当 初 の 償 還 方 法	償還回数	支 払 期 日		償 還 額
	第1回	-	-	- 円
	第2回	-	-	- 円
	第3回	-	-	- 円
	第4回	-	-	- 円
	第5回	-	-	- 円
	第6回	-	-	- 円
	第7回	-	-	- 円
	第8回	-	-	- 円
	第9回	-	-	- 円
	第10回	-	-	- 円
支 払 猶 予 後 の 償 還 方 法	償還回数	支 払 期 日		償 還 額
	第1回	-	-	- 円
	第2回	-	-	- 円
	第3回	-	-	- 円
	第4回	-	-	- 円
	第5回	-	-	- 円
	第6回	-	-	- 円
	第7回	-	-	- 円
	第8回	-	-	- 円
	第9回	-	-	- 円
	第10回	-	-	- 円
変 更 理 由				

- 注 1 変更理由欄には、災害、死亡、疾病、負傷等による状況を記入すること。
 2 資金の種類欄には、熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項別表第1に掲げる資金の種類を記入すること。
 3 ※印欄は、記入しないこと。

沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書

第 号
年（ 年） 月 日

様

熊本県知事

年（ 年） 月 日付け貸付決定（貸付決定番号 年度第 号）の沿岸漁業改善資金
については、下記のとおり決定します。

記

資 金 の 種 類				
借 受 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 名				
借 受 金 額				
当 初 の 償 還 方 法	償還回数	支 払 期 日		償 還 額
	第1回	-	-	- 円
	第2回	-	-	- 円
	第3回	-	-	- 円
	第4回	-	-	- 円
	第5回	-	-	- 円
	第6回	-	-	- 円
	第7回	-	-	- 円
	第8回	-	-	- 円
	第9回	-	-	- 円
	第10回	-	-	- 円
支 払 猶 予 後 の 償 還 方 法	償還回数	支 払 期 日		償 還 額
	第1回	-	-	- 円
	第2回	-	-	- 円
	第3回	-	-	- 円
	第4回	-	-	- 円
	第5回	-	-	- 円
	第6回	-	-	- 円
	第7回	-	-	- 円
	第8回	-	-	- 円
	第9回	-	-	- 円
	第10回	-	-	- 円
変 更 理 由				

別記第12号様式（第14条関係）

※受付	事務再委託機関	年	月	日
	広域本部	年	月	日
	本庁	年	月	日

変更届出書

年 月 日

熊本県知事

様

申請者 住 所

氏名又は名称及び
代表者氏名

印

氏名

次のとお名称 を変更を次のとおりお届けします。

代表者氏名

変更前		変更後	
資金の種類		貸付決定番号	年度第 号

上記借受者名義変更後においても、従来連帯保証人は引継保証人の責に任じます。

連帯保証人 住所
氏名

印

連帯保証人 住所
氏名

印

注1 ※印欄は、記入しないこと。

注2 不要の文字は、抹消すること。

別記第13号様式（第14条関係）

※受付	事務再委託機関	年	月	日
	広域本部	年	月	日
	本庁	年	月	日

借受者名義変更届出書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住 所

氏名又は名称及び
代表者氏名

印

借受者の死亡により、借受者名義の変更を次のとおりお届けします。

変更前		変更後	
住所		住所	
氏名		氏名	
資金の種類		貸付決定番号	年度第 号

上記借受者名義変更後においても、従来連帯保証人は引継保証人の責に任じます。

連帯保証人 住所
氏名

印

連帯保証人 住所
氏名

印

注1 ※印欄は、記入しないこと。

注2 不要の文字は、抹消すること。

別表第1 (第2条関係)

資金名	資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額		償還期間等			
			貸付けの内容別	資金の種類別				
経営等改善資金	1 操船作業省力化機器等設置資金 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器・設備又は装置(以下「機器等」という。)の設置に必要な資金	1 自動操だ装置の設置費用	1台につき 100万円	500万円	7年以内(据置期間1年以内を含む。)、農工商等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)			
		2 遠隔操縦装置の設置費用	1台につき 50万円					
		3 サイドスラスターの設置費用	1台につき 400万円					
		4 レーダーの設置費用	1台につき 180万円					
		5 自動航跡記録装置の設置費用	1台につき 120万円					
		6 GPS受信機の設置費用	1台につき 130万円					
2 漁ろう作業省力化機器等設置資金 動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	1 動力式つり機の設置費用 2 ラインホーラー等の揚網機の設置費用 3 ネットホーラー等の揚網機の設置費用 4 巻取りウインチの設置費用 5 放電式集魚灯の設置費用 6 漁業用クレーンの設置費用 7 漁獲物等処理装置の設置費用 8 海水冷却装置の設置費用 9 海水殺菌装置の設置費用 10 漁業用ソナーの設置費用 11 カラー魚群探知機の設置費用 12 潮流計の設置費用	1 1台につき 500万円	500万円	7年以内(据置期間1年以内を含む。)、農工商等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)				
		2 1台につき 120万円						
		3 1台につき 120万円						
		4 1台につき 500万円						
		5 1セットにつき 200万円						
		6 1台につき 400万円						
		7 1台につき 500万円						
		8 1セットにつき 180万円						
		9 1台につき 300万円						
		10 1台につき 500万円						
		11 1台につき 150万円						
		12 1台につき 500万円						
		3 補機関等駆動機器等設置資金 1及び2に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金			1 補機関(動力取出し装置付きの推進機関を含む。)の設置費用 2 油圧装置の設置費用	1 1台につき 400万円	500万円	7年以内(据置期間1年以内を含む。)、農工商等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)
						2 1台につき 500万円		

<p>4 燃料油消費節減機器等設置資金 推進機関その他の漁船に設置される機器等であって、通常の型式のもの又は通常の消費が節減されるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金</p>	<p>1 漁船用環状高度対応機関（中古機関を含む。（注を参照））の設置費用 2 定速装置の設置費用 3 発光ダイオード式集魚灯</p>	<p>1台につき 2,400万円 1台につき 120万円 1セットにつき 1,300万円</p>	<p>7年（中古機関は残耐用年数（7年を超える場合は7年を上限とする。）以内（据置期間は1年以内を含む。）、農工商等運携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）</p>
<p>5 新養殖技術導入資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動物の養殖を行うのに必要な資金</p>	<p>農林水産大臣が定める種類に属する養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入して水産動物の養殖を行う場合における次に掲げる費用 イ 養殖施設の設置費用 ロ 種苗の購入費用又は生産費用 ハ 餌料の購入費用</p>	<p>1人（1社）につき 400万円</p>	<p>4年以内（据置期間2年以内を含む。）、農工商等運携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内（据置期間2年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内（据置期間3年以内を含む。）</p>
<p>6 資源管理型漁業推進資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めに締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金</p>	<p>1 水産資源の管理に関する取決めに基づき、資源管理措置（漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等）を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 2 1と併せて、低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用 ア 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 イ 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚設置、善養施設等又は加工のための施設（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。）の設置費用</p>	<p>1,200万円</p>	<p>10年以内（据置期間3年以内を含む。）、農工商等運携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間3年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。）</p>

7	<p>環境対応型養殖業推進資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に定める取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等(資材を含む。)</p>	<p>漁場の保全に関する取組に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・魚網汚剤の使用を適正化する場合には、及びる次に掲げる費用 (1) 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用 (2) 養殖魚の安全性の確保を目的として魚網汚剤を使用しない養殖を行うのに必要な高周波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、附着物除去用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用 (3) (1)又は(2)に関連して必要な飼料成分分析機、水質・底質測定器、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用</p>	<p>2,000万円(漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあつては、1,200万円)</p>	<p>10年以内(据置期間3年以内を含む。)、農工商等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内(据置期間3年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内(据置期間5年以内を含む。)</p>
8	<p>乗組員安全機器等設置資金 漁船に設置される転落防止用その他の漁船の乗組員の生命又は身体を確保するための機器等の設置に必要な資金</p>	<p>1 転落防止用手すりの設置費用 2 安全カバー装置の設置費用 3 揚網機安全装置</p>	<p>1件につき 50万円 1件につき 50万円 1件につき 40万円</p>	<p>貸付けの内容の欄1～3については5年以内(据置期間1年以内を含む。)</p>
9	<p>救命消防設備購入資金 漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消化器その他の消防設備の購入に必要な資金</p>	<p>1 救命胴衣の購入費用 2 消火器の購入費用 3 イーバブの購入費用 4 レーダー・トランスポンダの購入費用 5 小型漁船緊急連絡装置</p>	<p>1件につき 10万円 1件につき 10万円 1件につき 60万円 1件につき 65万円 1件につき 130万円</p>	<p>貸付けの内容の欄1～2については2年以内、同欄3～5については5年以内</p>
10	<p>漁船転覆防止機器等設置資金 漁船の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金</p>	<p>1 漁獲物の横移動防止装置の設置費用 2 甲板上の魚そうを廃しこれに代えて甲板下の魚そうの設置費用</p>	<p>1件につき 30万円 1件につき 100万円</p>	<p>5年以内(据置期間1年以内を含む。)</p>

経営等改善資金						
11	漁船衝突防止機器等購入資金 レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金	1 レーダー反射器の購入又は設置費用 2 無線電話の設置費用	1件につき 1件につき	40万円 40万円	120万円	5年以内
12	漁具損壊防止機器等購入資金 漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金	漁具の標識（灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイ）の購入費用	1人につき 1団体又は1社につき	70万円 130万円	130万円	5年以内
13	前各号に掲げるもののほか知事が農林水産大臣と協議して指定する資金	知事が農林水産大臣と協議して指定する費用	知事が農林水産大臣と協議して定める額	知事が農林水産大臣と協議して定める額	知事が農林水産大臣と協議して定める額	5年以内（据置期間1年以内を含む。）

別表第1 (第2条関係)

資金名	資金の種類	貸付けの内容	限度額		償還期間等
			貸付けの内容別	資金の種類別	
生活改善資金	1 生活合理化設備資金 生活の合理化に資する設備又は装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金	1 し尿浄化装置又は改良便そこの設置に必要な資材の購入費用	1件につき 30万円		3年以内 2年以内 2年以内
		2 自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)の設置に必要な資材の購入費用	1件につき 10万円		
		3 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用	1件につき 10万円		
生活改善資金	2 住居利用方式改善資金 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善その他住居の利用方式の改善に必要な資金	1 居室(居間、寝室、子供室、老人室等)の改造費用	1件につき 150万円	150万円	7年以内
		2 炊事施設(炊事場、食事室等)の改造費用	1件につき 150万円		
		3 衛生施設(浴室、便所洗面所等)の改造費用	1件につき 150万円		
		4 家事室等(家事室、更衣室、土間等)の改造費用	1件につき 150万円		
生活改善資金	3 婦人・高齢者活動資金 婦人又は高齢者であつて、沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るため、これらの者が共同して行う水産動植物の採捕若しくは養殖若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金	1 機器等(漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等)の設置費用	1団体につき 80万円	80万円	3年以内
		2 機器等を使用して行う生産活動に要する費用(種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等)	1団体につき 80万円		

別表第1 (第2条関係)

資金名	資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額		償還期間等
			貸付けの内容別	資金の種類別	
青年漁業者等養成確保資金	1 研修教育資金 漁業後継者たる青少年又は漁業労働に従事する者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を实地に習得するための研修で、農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金	1 国内研修 (旅費、教材費、授業料、視察費等) 2 国外研修 (旅費、教材費、授業料、視察費等)	国内研修を受ける場合にあつては、1人につき180万円。ただし、月額15万円を限度とし、貸付研修期間は12月を最大とする。 国外研修を受ける場合にあつては、1人につき100万円	180万円	5年以内 (据置期間1年以内を含む。)
	2 高度経営技術習得資金 青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得で、農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な資金	経営方法又は技術の習得で農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な費用 (パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ、並びに制御装置 (制御用コンピュータ、各種センサー) 及び関連機器 (制御装置と直接連動する部分に限定する。)) の購入費用等)	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき150万円	150万円	5年以内
	3 漁業経営開始資金 農林水産大臣が定める基準に基づき青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金	農林水産大臣が定める基準に基づき沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用 (漁船の建造、取得又は改造費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等。ただし、農林水産大臣が定める費用は除く。)	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき2,000万円 (ただし、施行通知第3の3の(1)の水産庁長官が定める者の場合にあつては5,000万円、一の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあつては800万円)	5,000万円	10年以内 (据置期間3年以内を含む。) 農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内 (据置期間3年以内を含む。)

注 燃料油消費節減機器等設置資金のうち漁船用環境高度対応機関について、例外的に中古機関を貸付対象として認める場合には、以下の基準をすべて満たすこと。

- (1) 正期の販売店の取扱いに係るものであること。
- (2) 償還期間中の稼働が見込まれるものであること。(正期販売店の稼働証明が必要)
- (3) 貸付額が新品価格の10分の1を下回らないこと。
- (4) 購入する機関の型式認定の証明等が行われていること。

別表第2（第4条関係）

1 経営等改善資金の種類ごとの貸付けの相手方

資金の種類	貸付けの相手方
1 操船作業省力化機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）及び沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下のものに限る。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（以下「農商工等連携促進法」という。）第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号ハに規定する措置を行う者（以下「認定中小企業者」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「六次産業化法」という。）第5条第1項の認定を受けた促進事業者であって同条第4項第3号に規定する措置を行う者（以下「促進事業者」という。）。
2 漁ろう作業省力化機器等設置資金	1と同じ。
3 補機関等駆動機器等設置資金	1と同じ。
4 燃料油消費節減機器等設置資金	1と同じ。
5 新養殖技術導入資金	1と同じ。
6 資源管理型漁業推進資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を構成員とする漁業協同組合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）、認定中小企業者、促進事業者。
7 環境対応型養殖業推進資金	6と同じ。
8 乗組員安全機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を構成員とする漁業協同組合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）。
9 救命消防設備購入資金	8と同じ。
10 漁船転覆防止機器等設置資金	8と同じ。
11 漁船衝突防止機器等購入資金	8と同じ。
12 漁具損壊防止機器等購入資金	8と同じ。
13 海苔品質向上設備購入資金	8と同じ。
14 前各号に掲げるもののほか、知事が農林水産大臣と協議して指定する資金	8と同じ。

2 生活改善資金の種類ごとの貸付け相手方

資金の種類	貸付けの相手方
1 生活合理化設備資金	沿岸漁業の従事者たる個人
2 住居利用方式改善資金	1と同じ。
3 婦人・高齢者活動資金	沿岸漁業の従事者の組織する団体

3 青年漁業者等養成確保資金の種類ごとの貸付けの相手方

資金の種類	貸付けの相手方
1 研修教育資金	青年漁業者（おおむね18歳以上40歳未満の者に限る。以下同じ。）、沿岸漁業労働従事者（おおむね18歳以上50歳未満の者に限る。）、その他の漁業を担うべき者及び沿岸漁業労働従事者を使用して沿岸漁業の経営を行う者
2 高度経営技術習得資金	青年漁業者、青年漁業者の組織する団体
3 漁業経営開始資金	2と同じ。

別表第3 (第10条関係)

貸付けの条件	検査等の区分	関係書類
<p>1 機器等が船舶安全法(昭和8年法律第11号)第6条第3項の検査を受け、これに合格するか、又は船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号)第65条の3第1項の検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。</p>	<p>1 機器等が検査を受け、これに合格したものである場合</p> <p>2 検査を受け、基準に適合していることの確認を受けた場合</p>	<p>船舶安全法第9条第3項に規定する合格証明書</p> <p>船舶安全法施行規則第65条の3第4項の検査結果通知書</p>
<p>2 船舶安全法第5条第1項の定期検査、中間検査又は臨時検査を受け、これに合格すること。</p>	<p>1 定期検査を受け、これに合格した場合</p> <p>2 中間検査又は臨時検査を受け、これに合格した場合</p>	<p>船舶安全法第9条第1項に規定する船舶検査証書又は船舶安全法施行規則第46条の船舶検査手帳</p> <p>船舶安全法施行規則第46条の船舶検査手帳</p>
<p>3 機器等が船舶安全法第6条の4第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。</p>	<p>機器等が型式承認を受け、検定に合格したものである場合</p>	<p>船舶安全法第9条第4項の検定合格証明書</p>

5別表第4（第15条関係）

回数	貸付申請書の提出期限	貸付金の貸付決定期日
第1回	4月30日	6月1日
第2回	5月31日	7月1日
第3回	7月31日	9月1日
第4回	9月30日	11月1日
第5回	1月10日	2月10日

※ 貸付申請書の提出期限及び貸付金の貸付決定期日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に定める祝日である場合には、その前日とする。